

組織評価に関する実施要項

第1 趣旨

この要項は、静岡大学学則第2条第3項及び静岡大学評価規則第12条に基づき、静岡大学（以下、「本学」という。）が実施する組織評価（以下、「評価」という。）に関し必要な事項を定める。

第2 評価の目的

本学は、教育、研究、社会連携、国際交流及び施設・設備等について評価を実施することにより、教育、研究活動等の質的向上を図り、大学運営全般の改善、活性化に役立てるとともに、評価結果を広く社会に公表し、国民に対する説明責任を果たすものとする。

第3 評価の態様

評価は、自己評価及びそれに係る外部評価により実施する。

第4 評価の実施組織

評価の実施組織は以下のとおりとする。

(1) 本部

(2) 学部等

人文学部・人文社会科学研究科
教育学部・教育学研究科
情報学部・情報学研究科
理学部・理学研究科
工学部・工学研究科
農学部・農学研究科
自然科学系教育部・創造科学技術研究部
法務研究科
電子工学研究所

(3) 学内共同教育研究施設等

大学教育センター
全学入試センター
国際交流センター
遺伝子実験施設
機器分析センター
総合情報処理センター
イノベーション共同研究センター
生涯学習教育研究センター
防災総合センター
知的財産本部
附属図書館
保健管理センター
こころの相談室

キャンパスミュージアム
高柳記念未来技術創造館

第5 評価の対象領域

評価の対象領域は、以下のとおりとする。

- (1) 本学の目的、施設・設備、財務、管理運営
- (2) 学部等が行う教育、研究、社会連携、国際交流
- (3) 学内共同教育研究施設等が行う諸活動

第6 評価の基準等

評価の対象領域に係る実施組織及び評価の基準は、別表のとおりとする。

第7 評価の実施時期

評価の実施組織が行う自己評価及び外部評価は、原則として、6年間に1回実施するものとし、その時期については、評価会議が認証評価の実施年度を勘案し決定する。

第8 評価の方法

- (1) 評価会議は、「評価の基準と観点」及び「自己評価実施要領」を別に定める。
- (2) 評価の実施組織は、評価の基準と観点を基に自己評価報告書を作成する。
- (3) 評価の実施組織は、原則として、自己評価の結果につき外部評価を受けるものとする。
- (4) 外部評価は、評価の実施組織を単位として行い、当該組織が推薦し、学長が委嘱する外部評価委員若干名により行う。
- (5) 評価会議は、評価の実施組織の自己評価及び外部評価の活動を統括、支援する。

第9 評価結果の公表

- (1) 評価の実施組織は、評価結果を学内外に公表するものとする。
- (2) 評価会議は、全実施組織の評価結果の概要を学内外に公表するものとする。

第10 評価結果の活用

学長、理事、副学長及び評価の実施組織の長は、評価の結果を、本学及び実施組織の諸活動の改善、活性化に役立てるものとする。

第11 その他

- (1) 評価会議は、評価の実施に関し必要な事項を別に定める。
- (2) 評価会議は、評価の実施後、実施状況を検証し、必要に応じ本要項の見直しを行うものとする。

附 則

この要項は、平成19年10月17日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年1月21日から施行する。

社会連携	[教育面における社会連携] 社会連携の目的 社会連携の活動の状況と成果	学部・研究科 法務研究科 自然科学系教育部
	[研究面における社会連携] 社会連携の目的 社会連携の活動の状況と成果	学部・研究科 法務研究科 創造科学技術研究部 電子工学研究所
国際交流	国際交流の目的 教育面における国際交流の活動の状況と成果 研究面における国際交流の活動の状況と成果	学部・研究科 法務研究科 自然科学系教育部・創造科学技術研究部 電子工学研究所
学内共同教育研究施設等の活動	学内共同教育研究施設等の活動の目的 活動の実施体制 活動の状況と成果 施設・設備 財務 管理運営	学内共同教育研究施設 (大学教育センターを除く) 学内共同利用施設 知的財産本部 附属図書館 保健管理センター